

令和元年度 公文書開示状況（8月決定分）

東京都固定資産評価審査委員会

様式2-2

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R1.7.1	R1.8.13	東京地方裁判所固定資産価格審査申出棄却決定取消請求事件の判決正本（口頭弁論終結日平成29年1月13日）及び東京高等裁判所固定資産価格審査申出棄却決定取消請求控訴事件の判決正本（口頭弁論終結日平成29年10月19日）	32	1														<p>（7条3号） 事件番号等、原告名等を公にすることにより、訴訟事件が特定され、裁判所において訴訟記録の閲覧が可能となり、その結果、法人の財産状況が明らかになり、また、当該法人が原告として裁判で争っている事実が明らかになるなど、事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 また、登録価格等を公にすることにより、法人の所有する他の情報と照合することで財産情報が特定されることから、法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため。</p> <p>（7条6号） 事件番号等は公にすることにより訴訟事件が特定され、裁判所において訴訟記録の閲覧が可能となり、その結果法人の税務情報が明らかになり、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務に支障をきたすおそれがあるため。 原告名等は、税務調査において収集した他の情報と一体となつて「誰が、どのような財産を所有するか」という通常、第三者は知り得ない税務情報を構成するものである。また、登録価格等は税務調査で収集した情報であるから、これらを公にすることにより、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務に支障をきたすおそれがあるため。</p>	東京都固定資産評価審査委員会

令和元年度 公文書開示状況（8月決定分） 東京都固定資産評価審査委員会

様式2-2

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
2	R1.8.5	R1.8.16	(1) 東京地方裁判所固定資産価格審査申出棄却決定取消請求事件の判決正本（口頭弁論終結日 平成29年1月13日） (2) 東京高等裁判所固定資産価格審査申出棄却決定取消請求控訴事件の判決正本（口頭弁論終結日 平成29年10月19日） (3) (1)(2)に係る最高裁判所固定資産価格審査申出棄却決定取消請求事件の判決正本	39		1												(7条3号) 事件番号等、原告名等を公にすることにより、訴訟事件が特定され、裁判所において訴訟記録の閲覧が可能となり、その結果、法人の財産状況が明らかになり、また、当該法人が原告として裁判で争っている事実が明らかになるなど、事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 また、登録価格等を公にすることにより、法人の所有する他の情報と照合することで財産情報が特定されることから、法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (7条6号) 事件番号等は公にすることにより訴訟事件が特定され、裁判所において訴訟記録の閲覧が可能となり、その結果法人の税務情報が明らかになり、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務に支障をきたすおそれがあるため。 原告名等は、税務調査において収集した他の情報と一体となって「誰が、どのような財産を所有するか」という通常、第三者は知り得ない税務情報を構成するものである。また、登録価格等は税務調査で収集した情報であるから、これらを公にすることにより、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務に支障をきたすおそれがあるため。	東京都固定資産評価審査委員会